

## 秋田県介護職員等によるたん吸引等研修 第三号研修（特定の者対象） 指導看護師派遣事業所・指導看護師に実施していただく業務について

### ●指導者養成研修

基本研修及び実地研修の講師については、「秋田県介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修事業実施要綱、特定（第三号研修） 5. 講師」において、「県が開催する指導者養成講習（これに相当すると県が認める講習等を含む）を受講し、修了したと認められる医師、保健師、助産師又は看護師とする」こととされています。

### ●実地研修の承諾

介護職員等の実地研修にご協力いただける場合、受講する介護職員所属事業所より依頼されますので、特定様式9をご記入ください。

### ●医師との連携

実地研修にあたり、かかりつけ医等の医師からの承認と指示書、さらに利用者及び家族の同意書についてご確認ください。

※同意がある行為でかつ医師の指示がある行為のみを実施してください。

### ●実地研修用書類等

提出書類一式は、本会ホームページ「たん吸引等研修」→「第三号研修（特定の者対象）」に実地研修関連書類を掲載していますので、最新のものをダウンロードして使用してください。

### ●実地研修

- ①基本研修を修了した介護職員等に対する、指導を実施してください。
- ②実地研修は、損害賠償保険に加入後、本会より「実地研修概要」を送付しますので、内容を確認した上で開始してください。これらの手続きを経ないで、介護職員等に対して任意に実地研修の指導をしても、介護職員等が研修を修了したとはみなされないのをご注意ください。
- ③ 所定の評価票を用いた評価を実施してください。
  - ・評価票の全ての項目が、連続2回「手順どおりに実施できる」となるまで評価します。
  - ・利用者（家族）の意見を聴取することが可能な場合は、利用者（家族）の意見を踏まえて評価します。

### ●実地研修終了後

実地研修が終了した時点で、必要書類を本会に提出してください。